

「琉球王国評定所文書」の情報化

豊見山 和行（琉球大学教育学部）

「琉球王国評定所文書」とは、琉球王府（首里王府）に保管されていた1660年代から1870年代までの年代幅をもつ文書群である。現存する「評定所文書」の約9割は19世紀にかたよっているが、对中国関係を示す進貢船・接貢船関係、薩摩藩との関係を示す「従大和下状」、「王府評定所」の各月ごとの業務を記録した「年中各月日記」、王国末の異国船来航関係の日記、中国人・朝鮮人等の漂着民を保護・収容し送還する漂着関係、さらに琉球国内向けに発信された「廻文」等、多様な文書・日記から構成されている。

1879年の琉球処分によって琉球王国が解体されると明治政府は、「評定所文書」を摂取した。その際の文書点数は、1952件・2074冊であったが、関東大震災や戦災のために、現在確認される文書はわずか124件・132冊にすぎない。原本は東京大学法学部法制資料室と国立公文書館に所蔵されている。

「評定所文書」は、たんに琉球だけでなく、日本・中国・朝鮮など東アジア、さらに欧米諸国との関わりを持っている。それらのことから、活字史料集の刊行に積極的意義を見出した浦添市によって第1巻の刊行が1988年から開始され、現在（1998年1月時点）までに第13巻が刊行されている（全18巻予定）。

なお、「評定所文書」を知る上では、以下の論考が参考になる。

梅木哲人「『旧琉球藩評定所書類目録』について」（1978年度特定研究紀要『文献史料による近世沖縄の社会・文化史的研究』琉球大学短期大学部編・発行、1979年）

島尻勝太郎「評定所文書についての概観」（『琉球王国評定所文書』第1巻、1988年）

我部政男「新文書発見の経緯と期待」（翻刻『旧琉球藩評定所目録』浦添市教育委員会、1989年、再録）

高良倉吉「評定所文書をめぐる状況」（同上、再録）

真栄平房昭「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」（『九州文化史研究所紀要』第35号、1990年）

梅木哲人「評定所の機構と評定所文書」（『琉球王国評定所文書』第4巻、1990年）

真栄平房昭「琉球王国評定所文書と近代日本の史料編纂事業—失われた琉球史料の痕跡を求めて—」（1990・91年度科研費研究成果報告書『前近代における南西諸島と九州との関係史的研究』研究代表者・丸山雍成、1991年）

本フルテキスト・データベースは、浦添市教育委員会刊行の『琉球王国評定所文書』第1巻から第4巻までを入力したものである。ただし、刊本の明らかな誤植や誤読は、< * >で括り、訂正文字を挿入した。

『琉球王国評定所文書』第1巻フルテキストデータの一部

一 唐江慶賀之一巻

(康熙二年~同九年) 三二号

唐江慶賀之一巻

毒薬云々

「上下御状寄」

三十二

唐江慶賀〔之一巻〕

〔評定所〕

目 録

- 「一」一慶賀船より被差渡候人数書、大和御問合〔之〕事。
「二」一慶賀船渡唐二付、刀御免御侘、又者銀子品々可被差下由、仰出候事。附、御借銀之事。
「三」一慶賀船出船させ候御問合之事。
「四」一慶賀船、於梅花津御破損之事。附、慶賀御進物不足分八、翌年一 ママ 積渡相濟候事。
「五」一唐買物、宰領人を以差上候事。附、役寺領事。
「六」一唐買之御使者、首尾能相仕廻、帰国二付、御両殿様江御献上物披 被 差上候事。
「七」一北谷親方悴者、悪事仕候二付、為恐、寺領被仕候儀、又八御状江御連判之事。
「八」一於唐毒害之企仕候者、又八金壺盜取候者共之儀二付、大和より伊勢勘右衛門殿御下り、北谷親方・伊祖親方被為討候、万御問合之事。
附、北谷・伊祖子息科并御免之事。

「一」

康熙二年

寛文三年 癸卯 登状

一康熙皇帝御即位御祝儀之為使者、王舅惠祖・大夫大嶺、来春可差遣覚悟御座候。此外之人数者別紙二有之候。

満恒

長正

朝盈

新納又左衛門尉様

参人々御中

康熙皇帝御即位之為御祝儀、大清江渡候人数、王舅惠祖・大夫大嶺・勢頭浜比嘉・才
符 府 わかさ町具志堅・大通事我謝通事・船乘大通事中田通事・大筆者喜屋武筑・脇
通事翁長通事・王舅通事大嶺通事・つかんかゝめ秀才・下之まくる大作事。

七月十八日

康熙二年

寛文三年 癸卯

一銀子早々下候得者、此元之仕廻不罷成候間、早々下候様可申入之事。

一同五拾貫目程八、貴所持可被下之事。

七月三日

満恒

重之

真壁親雲上

原口吉兵衛殿

参人々御中

今度大清江船二艘差遣候二付、彼是遣銀不足御座候間、先便二申上候五百貫目之外、
百貫目借銀被仕、早便より御下可被成候。乍不申、五百貫めも早便より差下可被成候。

七月十九日

満恒

良正

真壁親雲上

具志上親雲上

原口吉兵衛殿

人々御中

康熙二年

寛文三年 癸卯

下状

一銀子之才覚、自然不相調候而、六百貫目之内、三四百貫目二而も可相調哉之事。 右
六百貫目銀子之内、三四百貫めにて、当時ハ可相調事茂可有御座哉、此方二而難量候。
到于大清之代之、大明二相替、琉球之使者別而馳走御座候由候之処、自然銀子致不足、
先例二相替、無馳走儀共於有之者、向後いかやうなる仕合ニ可罷成哉と、千万念遣存候。
六百貫目之内、百七拾貫目八借下シ申候。残而四百三拾貫目八、從

御公儀借被下候様二、偏二被仰達可被下候事。

一右之銀子二而、来春慶賀船之入目迄相調事〔候〕哉、右之銀不足候者慶賀船海 渡

唐曾以不罷成、相究候哉。一着承度候事。

右、始八百貫目と申来候後も、百貫目相重候而、六百貫め入用之由来候。然明 時力 者六百貫目之内二而八不相調儀二て可有之と奉存候。若、右之六百貫目員数不相達二八、来春慶賀船渡唐之儀、曾而罷成間敷二、今度從大清初而王爵給候二付、謝恩之使者差渡候。来春者康熙皇帝御即位慶賀之使者船式艘、琉球二而此節造調差海 渡 候筈二被仕候。然時者、両度共題目之祝儀御座候間、諸事不如意二御座候而八、曾以成合不申事二候。六百貫目之都合被差下候而も、漸相調可申哉と存事候。

右条之返答書を以有体可申上通被仰付候間、御当地有合者共、何も 分力 致吟味申上候。此節使者致無馳走、又来春慶賀船之約束も相違仕候八、後年いか様成儀をも可申懸哉難計奉存候。琉球之儀、近年弥衰微仕候故、隔年之進貢物八、今度於大清、平安座隨分侘言可仕由二御座候。就夫二而も韃人無機嫌二而者中々相違間敷候。旁一大事之儀二御座候間、能々被添御心候様二、御賢慮所仰候。以上。

九月十七日

(寅之年在番)

真壁 在判

(当在番)

具志上 右同

保栄茂 右同

新納又左衛門尉様

康熙三年

寛文四年 甲辰

追而令啓達候。然者慶賀船当春可差渡由、去夏申上候処、銀子無御座候故、当春差渡候儀も未相濟候。銀子五拾貫目御座候得者万事可相調候条、以御肝煎被致借銀、早船よ以下候八、三月中出船可申候。遅下候八、当秋可被差遣覚悟二御座候。此等之旨、新納又左衛門〔尉〕様へ捧愚書申上候間被得御意、相調候様二頼存候。恐惶謹言。

正月十九日

満恒

良正

朝盈

具志上親雲上

原口吉兵衛殿

人々御中
